

会社を退職された方へ

国民年金の手続きはお済みですか？

国民年金の届出が必要です！

- 20歳以上 60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金(または共済年金)から国民年金への変更の届出が必要です。

会社を退職された方に扶養されている配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。

○手続きについて

お住まいの市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

○手続きに必要なもの

年金手帳

○保険料額

国民年金の保険料(定額)は、月額 15,040 円(平成 25 年度)です。

※退職と同時に会社員(または公務員)の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している会社(または共済組合)への届出が必要です。

保険料の免除制度があります！

- 保険料を納めることが困難な場合、全額または一部(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)の保険料が免除になる制度があります。

メリット1 退職(失業)の場合は、退職された方の所得を除外して審査！

通常免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職(失業)時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

メリット2 保険料を一部納付したのと同じ！

全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を納めた場合と比較して2分の1になります。

メリット3 万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

○手続きについて

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください(郵送も可能です)。

※申請日によっては、退職(失業)による免除の対象にならない場合があります。

○手続きに必要なもの

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書(申請書は手続き先の窓口、ホームページにあります)
- ②年金手帳
- ③雇用保険受給資格者証の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

免除された期間の年金はどうなるの？

- 全額免除期間の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の2分の1で計算されます。
- 免除期間の保険料は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。
 - ・ 老齢基礎年金を受けられている方は追納することができません。
 - ・ 追納をご希望のときは、お近くの年金事務所にご相談ください。

国民年金は3つの年金であなたをサポートします！

- 老齢基礎年金 平成25年度年金額 786,500円(満額)
(平成25年4月時点)
 - ・ 20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は65歳から満額の老齢基礎年金を受け取れます。
 - ・ お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。
- 障害基礎年金 平成25年度年金額 983,100円(1級)
(平成25年4月時点) 786,500円(2級)
 - ・ 国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取れます。
- 遺族基礎年金 平成25年度年金額 1,012,800円(子が1人いる妻の場合)
(平成25年4月時点) (基本額 786,500円 + 子の加算額 226,300円)
 - ・ 国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」が遺族基礎年金を受け取れます。
 - ・ 子に対する遺族基礎年金の支給は、18歳到達年度の末日まで(子に障害がある場合は20歳まで)です。

(注)年金を受け取るには、一定の要件が必要です。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>